

令和元年度児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の 数	受給資格者本人		孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者	
	基準額		基準額	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1 人	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2 人	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3 人	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4 人	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5 人	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- (注) 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の 8 割相当額を加算した所得額と上表の額を比較する。
2. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族、特定扶養親族または控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。
- (1) 本人の場合
- ① 同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）または老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- ② 特定扶養親族または控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）1 人につき 15 万円
- (2) 孤児等の養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円
3. ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。